ロボット支援下総胆管拡張症手術（暫定）プロクター基準

（日本小児外科学会，日本肝胆膵外科学会，日本内視鏡外科学会）

日本小児外科学会・日本肝胆膵外科学会および日本内視鏡外科学会は、ロボット支援下総胆管拡張症手術の安全な導入を目的として、プロクター（手術指導者）としての基準を以下の様に定める。プロクターとは、当該術式における術者として標準的な技量を取得し、他者によるロボット支援手術を円滑且つ安全に指導できる(プロクタリング)指導者(プロクター)を指す。

プロクター候補者は所定の様式にて随時申請を行い、日本小児外科学会もしくは日本肝胆膵外科学会の審議を経て認定される。どちらの学会で認定を受けても、成人および小児手術の指導を行うことが出来る。認定されたプロクターは日本内視鏡外科学会に報告される。

プロクターとしての資格はあくまで安全な手術の導入を目的としたものであり、個人に与えられる専門医資格等とは異なる。当該術式が普及するとともに、必要に応じて基準や制度そのものが見直される。

（A）プロクター基準

1. 日本小児外科学会 小児外科専門医もしくは日本消化器外科学会 消化器外科専門医である。

2. 日本小児外科学会 小児外科指導医もしくは日本肝胆膵外科学会高度技能専門医・指導医または日本内視鏡外科学会技術認定取得者である。

3. 以下の術者経験を有する。

開腹、腹腔鏡下、ロボット支援下にかかわらず、術者もしくは指導術者として総胆管拡張症手術5例以上の経験を有する。そのうち、ロボット支援下が３例以上含まれること。

b)2 機種目以降のプロクター取得

・2 機種目以降の当該手術支援ロボットについて、企業が定めるトレーニングを受講し、certified surgeon となる。

・2 機種目以降は当該機種による総胆管拡張症手術を術者として 1 例経験すれば、既に取得している 1 機種目のプロクター資格を 2 機種目に適用することができる。

本術式に限り、下記に定めた暫定プロクター（※)は導入時に指導を行うことができる。

（B）※「暫定プロクター」基準

当該術式はプロクター基準を満たさなくても、適切な指導者がいれば安全な手術の導入が可能と考えられるため、下記のような暫定プロクター基準を定める。

日本肝胆膵外科学会が認定するロボット支援下膵切除術のプロクター（膵頭十二指腸切除）は、開腹・腹腔鏡下・ロボット支援下にかかわらず術者もしくは指導術者として総胆管拡張症手術 3 例以上を経験している場合は暫定プロクターとして導入時の指導を行うことができる。

附則

1. 2022年5月20日施行
2. 2024年5月9日改定